

充当割合：政務活動以外が含まれるので案分

事務所費

水道

上下水道料金督促状
(納付書兼領収証)
令和 2年 1月10日発行



水道番号 0114-1773-02
検針日：令和 1年11月27日
末松 文信 様

給水 名護市字宮里448番地の5
場所 201
令和 1年10月～令和 1年11月分

納付期限 令和 2年 1月23日

用途	営業用
使用水量	4 m ³
上水道料金	4,104 円
下水道料金	1,836 円
督促手数料	100 円
合計金額	6,040 円

上記のとおり納付されるよう通知いたします。

名護市長 
名護市水道事業企業出納員 

領収日付印
1231.
収入印紙不要
名護市役所前
アポリーナート
納付期限後
領収不可
上記の金額を領収しました。

料金を訂正したもの、領収日付印のないものは無効です。
この領収証は後日の紛争をさけるため5年間
は保存して下さい。(お客様控え)

上下水道料金
(納付書兼領収証)
令和 2年 2月 4日発行



水道番号 0114-1773-02
検針日：令和 2年 1月18日
末松 文信 様

給水 名護市字宮里448番地の5
場所 201
令和 1年12月～令和 2年 1月分

納付期限 令和 2年 2月25日

用途	営業用
使用水量	2 m ³
上水道料金	4,180 円
下水道料金	1,870 円
督促手数料	円
合計金額	6,050 円

上記のとおり納付されるよう通知いたします。

名護市長 
名護市水道事業企業出納員 

領収日付印
出納済
収入印紙不要
2. 2. 17
沖野海邦郵便
センター
上記の金額を領収しました。

料金を訂正したもの、領収日付印のないものは無効です。
この領収証は後日の紛争をさけるため5年間
は保存して下さい。(お客様控え)

上下水道料金
(納付書兼領収証)
令和 2年 4月 2日発行



水道番号 0114-1773-02
検針日：令和 2年 3月15日
末松 文信 様

給水 名護市字宮里448番地の5
場所 201
令和 2年 2月～令和 2年 3月分

納付期限 令和 2年 4月23日

用途	営業用
使用水量	3 m ³
上水道料金	4,180 円
下水道料金	1,870 円
督促手数料	円
合計金額	6,050 円

上記のとおり納付されるよう通知いたします。

名護市長 
名護市水道事業企業出納員 

領収日付印
出納済
収入印紙不要
2. 4. 10
沖野海邦郵便
センター
上記の金額を領収しました。

料金を訂正したもの、領収日付印のないものは無効です。
この領収証は後日の紛争をさけるため5年間
は保存して下さい。(お客様控え)

10-11月分半

$$(6,040 - 100) \times \frac{1}{2} = 2,970$$

充当金額 ¥2,970

12-1月分半

$$(6,050 \times \frac{1}{2} = 3,025)$$

充当金額 ¥3,025

2-3月分半

$$(6,050 \times \frac{1}{2} = 3,025)$$

充当金額 ¥3,025

事務所概要申告票

議員名 末松 文信

1. 物件の所在

住所	名護市宮里448-5 琉興ビル201	
電話番号	0980-43-5280	

2. 所有区分


<input type="checkbox"/> 自宅兼事務所
<input type="checkbox"/> 自己所有物件

※自宅兼事務所 又は 自己所有物件の場合は、ここまでで完了(署名・押印も不要)

<input checked="" type="checkbox"/> 専用事務所
<input checked="" type="checkbox"/> 賃借事務所 ・賃貸借契約先 株式会社 南部再資源センター) ・所有者 <input type="checkbox"/> 親族(続柄: <input type="checkbox"/> 関連会社 <input checked="" type="checkbox"/> 第三者 ・議員との生計 <input type="checkbox"/> 議員と生計同一 <input checked="" type="checkbox"/> 議員と生計別

事務所概要について、上記記載のとおり申告します。

賃借人 沖縄県議会議員

末松 文信 

賃貸人 氏名 株式会社 南部再資源センター 

住所 糸満市西崎町5丁目3番9

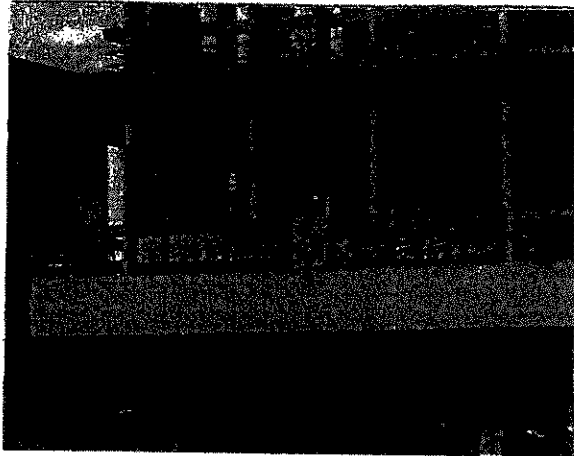
事務所費充当状況申告票

議員名 末松文信

1. 事務所の状況

住所 名護市宮里448-5 琉興リースビル.201(貸ビル)

(事務所の外観)



(事務所の内観)



2. 充当割合とその説明

充当割合 50%

充当割合の説明: 自民党名護支部事務所と併設のため。

(関係経費)

家賃(月額)	<u>90,000</u>	円
その他	<u>共益費 3,000</u>	円
		円

(充当額)

家賃(月額)	<u>45,000</u>	円
その他	<u>1,500</u>	円
		円

事務所充当状況について、上記記載のとおり申告します。

沖縄県議会議員

末松文信



7/28

事務所費

建物賃貸借契約書

賃借人(以下「甲」という)と借借人(以下「乙」という)並びに乙の連帯保証人(以下「丙」という)とは、以下の条項により、建物賃貸借契約(以下「本契約」という)を締結し、それを証するため本契約書2通を作成し、甲及び乙はその1通を保有する。

(1)賃貸借の目的物
 所在地 千葉県市川市宮里448-5
 名称 藤原ビル
 構造等 鉄筋コンクリート造 3階建
 築年月 1991年 11月
 住戸番号 201号室 専有面積 119㎡ 間取り
 付属 敷地内駐車場

建物	所在地 千葉県市川市宮里448-5
名称	藤原ビル
構造等	鉄筋コンクリート造 3階建
築年月	1991年 11月
住戸番号	201号室 専有面積 119㎡ 間取り
付属	敷地内駐車場

(2)契約期間
 契約期間 2017年7月7日 から 2019年7月7日 までの 2年間

(3)賃料等
 毎月30日までに、翌月分を口座振込の方法で支払う。
 振込手数料等は乙の負担とする。

賃料	月額 90,000円	支払先	西崎 支店
共益費	月額 3,000円	口座番号	537826
駐車場代	月額 0円	銀行名	琉球銀行 (普通)
礼金	0円	家賃入金口座	
敷金	90,000円	口座名義	(株)琉球再資源化センター
保証委託料	2年間	琉球再資源化センター	
敷居敷料		琉球再資源化センター	
更新料	無し		

(4)特約事項
 乙は、賃貸の適去時には次に掲げる費用を負担する。
 ① 借の更新料は、入居期間が短期間であっても1枚3,500円(納別)で張り替えるものとする。
 ② ハウスクリーニング代は、甲の指定する業者へ依頼し、過去の立ち回りを行うものとする。
 ③ ハウスクリーニングにかかる電気・水道代として、一律1,000~2,000円をいただくものとする。
 ④ カギの交換代3,000円(納別)は、乙の負担とする。

電灯	琉球再資源化センター 0120-566-390
水道	名護市役所水産課 0980-53-1212(代)
ガス	沖縄協同ガス 0980-92-3119

(5)契約の当事者

貸借人(甲)	住居所	沖縄県糸島市西崎町5丁目3番地9
	氏名	株式会社琉球再資源化センター TEL: 098-985-0360
賃借人(乙)	住所	[REDACTED]
	氏名	木松 文信 TEL: [REDACTED]
連帯保証人(丙)	同居人氏名	[REDACTED]
	住所	[REDACTED]
	氏名	[REDACTED]

第1条(総則)
 甲は、前条(1)に記載する賃貸借の目的物(以下「本物件」という)を本契約に定める条件により乙に賃貸し、乙は本物件を賃借する。
 第2条(使用目的)
 乙は、本条及び乙の同居人の居住のみを目的として使用しなければならぬ。

第3条(入居人)
 本物件に入居する人は、前条(5)に記載するおおよびその同居人とする。

第4条(契約期間)
 1 契約期間は、前条(2)に記載のとおりとする。
 2 甲および乙は、前条(2)の本契約を更新することができる。
 3 乙およびその同居人が本物件を退去した場合は、契約期間中であっても、本契約は終了する。

第5条(賃料)
 1 乙は、前条(3)の記載に従い、賃料を甲に支払わなければならない。
 2 1か月に満たない期間の賃料は、その月の日数での日割計算した額とする。
 3 甲および乙は、次の各号の1に該当する場合は、前条(2)の賃料を改定することができる。
 ① 土地または建物に対する租税その他の負担の増減により賃料が不当となった場合
 ② 土地または建物の価値が低下し、または低下その他の経済事情の増減により賃料が不当となった場合
 ③ 近傍同種の建物の賃料と比較して賃料が不当となった場合

第6条(共益費)
 1 乙は、階段、廊下等の共用部分の維持管理に必要経費、上下水道使用料、清掃費等(以下「維持管理費」という)に充てるため、前条(3)の記載のとおり、甲に支払うこととする。
 2 前項の共益費は、前条(3)の記載に従い、支払わなければならない。
 3 1か月に満たない期間の共益費は、その月の日数での日割計算した額とする。
 4 甲および乙は、維持管理費の増減により共益費が不当となったときは、協議の上、共益費を改定することを出発点。

第7条(敷金)
 1 乙は、本契約が成立する借居の担保として、前条(3)の記載する敷金を甲に預け入れることとする。
 2 乙は、本物件の退去するまでの間、敷金と同等の金額の保証金を甲に預け入れることができる。
 3 甲は、本物件の退去するまでの間、敷金の全額を無利息で乙に返還しなければならない。
 4 前項の規定にかかわらず、甲が敷金を返還する場合は、甲は、本物件の明渡し時に、賃料の滞納、原状回復に要する費用の未払い、その他の本契約の不履行が生じた場合は、当該債務の額を敷金から差引くことができる。
 5 前項の規定にかかわらず、甲が借居の額を敷金から差引く場合は、甲は、敷金から差引く借居の額の内訳を乙に明示しなければならない。

第8条(滞滞損害金)
 乙は、前条(5)に規定する支払期日までに賃料および共益費の全部または一部を支払わなかったときは、滞滞した額に対し、滞滞期間の要日から当該滞滞料および共益費の支払日までの日数に応じ、年14.6%の割合による滞滞損害金を甲に支払わなければならない。

第9条(禁止事項)
 1 乙は、本物件の全部または一部につき、貸借権を譲渡し、または転賃ししてはならない。
 2 乙は、本物件の増築、改築または改造を行ってはならない。
 3 乙は、本物件の使用にあたり、別条1に規定する行為を行ってはならない。
 4 乙は、本物件の使用にあたり、甲の同意を得ることなく、別条2に掲げる行為を行ってはならない。
 5 乙は、本物件の使用にあたり、別条3に掲げる行為を行ってはならない。
 6 乙は、本物件の使用にあたり、別条4に掲げる行為を行ってはならない。
 7 乙の相続人は、乙が死亡した場合には、直ちに甲に通知しなければならない。

第10条(修繕)

- 1 甲は、別表4に掲げる修繕を除き、乙が本物件を使用するために必要な修繕を行わなければならない。この場合において、乙の故意または過失により必要となった修繕に要する費用は、乙が負担しなければならない。
- 2 前項の規定に基づき甲が修繕を行う場合は、甲は、あらかじめ、その旨を乙に通知しなければならない。この場合において、乙は、正当な理由がある場合を除き、当該修繕の実施を拒否することができない。
- 3 乙は、甲の承諾を得ることなく、別表4に掲げる修繕を自らの負担において行うことができる。

第11条(費用負担)

- 1 乙は本物件で使用する電気、ガス、上下水道、電話等の経料金、その他乙の生活から生じる一切の諸料金、ならびに自治会費等の諸費用を負担する。
- 2 乙または入居者は、本契約が存続する間、継続して住宅総合保険に加入し、その費用を負担する。

第12条(契約の解除)

- 1 甲は、乙が次に掲げる義務に違反した場合において、甲が相当の期間を定め当該義務の履行を催告したにもかかわらず、その期間内に当該義務が履行されないうときは、本契約を解除することができる。
 - ①第5条第1項に規定する賃料支払義務
 - ②第6条第2項に規定する共益費支払義務
 - ③前条第1項に規定する費用負担義務
- 2 甲は、乙が次の各号に掲げる項目に該当した場合において、当該項目に該当したことにより、本契約を継続することが困難であると認められるに至ったときは、本契約を解除することができる。
 - ①第2条に規定する本物件の目的趣守義務に違反したとき
 - ②第9条各号に規定する乙の義務に違反したとき
 - ③その他本契約書に規定する乙の義務に違反したとき
- 3 乙が、本物件を甲に無断で15日以上以上占有し、かつ、引越して留保し、しかも、その間に乙から甲に対して、何等の連絡もなかつた場合には、その留保期間の満1カ月目をもって、乙は本契約を解除したと認める。

第13条(解約の申入れ)

- 1 甲は、乙に対して少なくとも18日前に正当な事由に基づき書面による解約の申入れを行うことにより、本契約を解約することができる。
- 2 乙は、甲に対して少なくとも90日前に書面に基き書面による解約の申入れを行うことにより、本契約を解除することができる。
- 3 前項の規定にかかわらず、乙は、解約の申入れの日から30日分の賃料、共益費(本契約の締結後の賃料相当額・共益費相当額を含む)を甲に支払うことにより、解約申入れの日から起算して90日を経過するまでの間、随時本契約を解約することもできる。
- 4 本条項の解約申入れの日は、当事者がその意面を相手方に出した郵便物の消印をもって充てる。

第14条(明渡し)

- 1 乙は、本契約が終了する日までに(第12条の規定に基づき本契約が解除された場合にあつては、直ちに)、明け渡ししなければならない。この場合において、乙は、通常の使用に伴い生じた本物件の損耗を除き、本物件を原状回復しなければならない。
- 2 乙は、前項前項の明け渡しをしないときは、明渡し日を事前に甲に通知しなければならない。
- 3 甲および乙は、第1項後段の規定に基づき乙が行う原状回復の内容および方法について協議することとする。
- 4 乙は、本契約が終了した後において本物件を明け渡さないときは、不法留保による賠償金として契約終了日の翌日から明渡し日までの期間につき、賃料および共益費の日割額の2割に相当する金額を甲に支払わなければならない。但し、甲は、特別の事情があるとき、これを認許し、または免除することができる。

第15条(立入り)

- 1 甲は、本物件の防火、本物件の構造の保全その他の本物件の管理上特に必要があるときは、あらかじめ乙の承諾を得て、本物件に立入ることができる。
- 2 乙は、正当な理由がある場合を除き、前項の規定に基づき甲の立入り拒否することはできない。
- 3 甲は、火災による損壊を防止する必要がある場合、その他の緊急の必要がある場合には、あらかじめ乙の承諾を得ることなく、本物件に立入ることができる。この場合において、甲は、乙の不在時に立入ったときは、立入り後その旨を乙に通知しなければならない。

第16条(運搬義務)

本契約上生じる乙の甲に対する一切の債務は、丙が運搬して履行義務を負うこととする。なお、丙は本契約が更新された後も、引き続き運搬保人としての責めを負うものとする。

第17条(天災および収用)

天災、地震、その他丙の責めに帰することのできない事由により、本物件を通常の利用に供することができなくなったとき、また、府県都市計画等により本物件が収用、または使用を制限され賃借契約を維持することができなくなったときは、本契約は当然終了する。また、そのことにより生じた損害についても甲はその責めを負わないものとする。

第18条(法人契約)

- 1 乙が法人の場合は、原則として入居者を定め、入居者の入れ替えはできないものとする。また、乙は入居者に本契約各条を遵守せよと定めなければならない。
- 2 本契約終了の際、乙は責任をもって入居者を立退かせ、本物件の完全な明渡しを行わなければならない。

第19条(代理交渉)

乙は、本物件、本契約の内容に関し、甲に対して団体・個人を問わず弁護士以外の代理人による交渉を行わないものとする。

第20条(規定外事項および瑕疵)

甲および乙は、本契約書に定めがない事項および本契約書の条項の解釈について疑義が生じた場合は、民法その他の法律および慣行に従い、誠意をもって協議し、解決することとする。

第21条(管轄裁判所)

甲および乙は、本契約から生ずる権利義務について紛争が生じたときは、本物件の所在地を管轄する裁判所を第一審の裁判所とすることに合意する。

第22条(特約条項)

頭書(4)に記載のとおり。

別表第1(第9条第3項関係)

- ①取壊、万が一に備へた修繕費、耐火性を有する危険な物品等を設置または保管すること
- ②大型の金庫等の大きな物品等を搬入し、または搬入付けること
- ③排水管を腐食させるおそれのある液体を流すこと
- ④大量量でアクリル、ステレオ等の床材、ピアノ等の演奏を行うこと
- ⑤犬、猫、鳥、魚等の動物を飼育すること
- ⑥本物件を故意に損傷すること
- ⑦共同生活の秩序を乱す行為をすること

別表第2(第9条第4項関係)

- ①階段、廊下等の共用部分に物品を置くこと
- ②本物件、および階段、廊下等の共用部分に看板、ポスター等の広告物を掲示すること
- ③頭書(5)に記載する同居人に新たに親族(事実上の婚姻関係と同様の事情にある人)その他の種類の予約人(をきむ)以外の人を追加すること
- ④本物件の構造等その他の他工作を加えること
- ⑤敷地内に工作物を築造し、または敷地の現状を変更すること
- ⑥必要経費の取替え、取付けを行うこと

別表第3(第9条第5項関係)

- ①頭書(5)に記載する同居人に新たに親族を追加するとき
- ②14日以上継続して本物件を留守にするとき
- ③乙および丙の氏名、勤務先、連絡先等に変更があつたとき
- ④乙が破産等の申立てを行ったとき
- ⑤本物件が滅失し、または損傷するおそれが生じたとき

別表第4(第10条関係)

- ①電気、ガス、水道、暖房、換気扇、蛍光灯の取替え
- ②暖房、換気扇、蛍光灯の取替え
- ③電気、ガス、水道の取替え
- ④ヒューズの取替え
- ⑤給水栓(バッキン)の取替え
- ⑥排水栓(バッキン)の取替え
- ⑦その他費用が軽微な場合

経費区分別支出一覧表

経費区分 事務費

日付	使 途 内 容	支出額	充当割合	充当額
毎月払	コピー機リース代 4月~3月分 @10,260×12	123,120	1/2	61,560
6/24	コピーカウント 5月分	5,090	1/2	2,545
7/23	コピーカウント 6月分	19,444	1/2	9,722
8/23	コピーカウント 7月分	14,287	1/2	7,143
9/24	コピーカウント 8月分	5,022	1/2	2,511
10/23	コピーカウント 9月分	6,908	1/2	3,454
11/25	コピーカウント 10月分	12,777	1/2	6,388
1/23	コピーカウント 12月分	10,683	1/2	5,341
2/25	コピーカウント 1月分	7,173	1/2	3,586
3/23	コピーカウント 2月分	8,834	1/2	4,417
5/7	固定電話 4月分	14,840	その他	3,790
5/31	固定電話 5月分	15,465	その他	3,790
7/1	固定電話 6月分	7,061	1/2	3,530
7/31	固定電話 7月分	11,039	その他	3,790
9/2	固定電話 8月分	8102	1/2	4,051
9/30	固定電話 9月分	16,551	その他	3,790
10/31	固定電話 10月分	20,220	その他	3,790
12/2	固定電話 11月分	27,548	その他	3,790
1/6	固定電話 12月分	7,295	1/2	3,647
1/31	固定電話 1月分	10,309	その他	3,790
3/2	固定電話 2月分	6,923	1/2	3,461
3/31	固定電話 3月分	6,965	1/2	3,482
7/4	消耗品(コピー用紙)	1,998	1/2	999
7/25	消耗品(ファイル)	3,628	1/2	1,814
事務費 充当合計				154,181

充当割合：政務活動以外が含まれるので案分

事務費

複写機
使用料・賃借料

SHARP

領収証

領収証番号 9D10Q77

発行日 平成31年 4月10日

末松文信事務所 御中

拝啓 平素は、格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。
お支払代金の領収証をご送付させていただきますので、ご確認
の上ご査収下さいますようお願い申し上げます。 敬具

下記金額正に領収致しました。
尚、内訳は右記の通りとなっております。

金額	¥10,260
----	---------

金額を訂正したもの、領収証番号が
機械印字されていないもの及び
会社印がないものは無効です。

印紙税申告納
付につき東税
務署承認済

〒541-0052
大阪市中央区安土町2丁目3-13 大塚ビルディング

シャープファイナンス株式会社

近畿財務局長(1.2)第00239号

4月分案分 $\frac{1}{2}$ (10,260 $\times\frac{1}{2}$ =5,130)

充当金額 ¥5,130

充当割合：政務活動以外が含まれるので案分

事務費

複写機
使用料・賃借料

SHARP

領収証

領収証番号 9E10665

発行日 2019年 5月10日

末松文信事務所 御中

拝啓 平素は、格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。
お支払代金の領収証をご送付させていただきますので、ご確認
の上ご査収下さいますようお願い申し上げます。 敬具

下記金額正に領収致しました。
尚、内訳は右記の通りとなっております。

金額	¥10,260
----	---------

金額を訂正したもの、領収証番号が
機械印字されていないもの及び
会社印がないものは無効です。

印紙税申告納
付につき東税
務署承認済

〒541-0052
大阪府中央区安土町2丁目3-13 大塚ビルディング

シャープファイナンス株式会社

近畿財務局長(12)第00239号

5月分案分 $\frac{1}{2}$ (10,260 \times $\frac{1}{2}$ = 5130)

充当金額 ¥5130

充当割合：政務活動以外が含まれるので案分

事務費

複写機
使用料・賃借料

SHARP

領収証

領収証番号 9F10P36

発行日 2019年 6月10日

末松文信事務所 御中

拝啓 平素は、格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。
お支払代金の領収証をご送付させていただきますので、ご確認
の上ご査収下さいますようお願い申し上げます。 敬具

下記金額正に領収致しました。
尚、内訳は右記の通りとなっております。

金額	¥10,260
----	---------

金額を訂正したもの、領収証番号が
機械印字されていないもの及び
会社印がないものは無効です。

印紙税申告納
付につき東税
務署承認済

〒541-0052
大阪市中央区安土町2丁目3-13 丸の内ビルディング

シャープファイナンス株式会社
近畿財務局長(12)第00239号

6月分業引 1/2 (10,260 × 1/2 = 5,130)

充当金額 ¥5,130

充当割合：政務活動以外が含まれるので案分

事務費

複写機
使用料・賃借料

SHARP

領収証

領収証番号 9G10677

発行日 2019年 7月10日

末松文信事務所 御中

拝啓 平素は、格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。
お支払代金の領収証をご送付させていただきますので、ご確認
の上ご査収下さいますようお願い申し上げます。 敬具

下記金額正に領収致しました。
尚、内訳は右記の通りとなっております。

金額	¥10,260
----	---------

金額を訂正したもの、領収証番号が
機械印字されていないもの及び
会社印がないものは無効です。

印紙税申告納
付につき東税
務署承認済

〒541-0052
大阪府中央区安土町2丁目3-13 大阪府
際ビルディング
シャープファイナンス株式会社
近畿財務局長(12)第00239号

7月分給与 10,260 × 1/2 = 5,130 充当金額 ¥ 5,130

充当割合：政務活動以外が含まれるので案分

事務費

複写機
使用料・賃借料

SHARP

領収証

領収証番号 9H10002

発行日 2019年 8月10日

末松文信事務所 御中

拝啓 平素は、格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。
お支払代金の領収証をご送付させていただきますので、ご確認
の上ご査収下さいますようお願い申し上げます。 敬具

下記金額正に領収致しました。
尚、内訳は右記の通りとなっております。

金額	¥10,260
----	---------

金額を訂正したもの、領収証番号が
機械印字されていないもの及び
会社印がないものは無効です。

印紙税申告納
付につき東税
務署承認済

〒541-0052
大阪市中央区安土町2丁目3-13 大阪都
際ビルディング

シャープファイナンス株式会社

近畿財務局長(12)第00239号

8月分半 1/2 (10,260 × 1/2 = 5,130)

充当率額 ¥5,130

充当割合：政務活動以外が含まれるので案分

事務費

複写機
使用料・賃借料

SHARP

領収証

領収証番号 9110553

発行日 2019年 9月10日

末松文信事務所 御中

拝啓 平素は、格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。
お支払代金の領収証をご送付させていただきますので、ご確認
の上ご査収下さいますようお願い申し上げます。 敬具

下記金額正に領収致しました。
尚、内訳は右記の通りとなっております。

金額	¥10,260
----	---------

金額を訂正したもの、領収証番号が
機械印字されていないもの及び
会社印がないものは無効です。

印紙税申告納
付につき東税
務署承認済

〒541-0052
大阪市中央区安土町2丁目3-13 大阪西
際ビルディング

シャープファイナンス株式会社

近畿財務局長(12)第00239号

9月分 1/2 (10,260 x 1/2 = 5,130) 充当金額 ¥5,130

充当割合：政務活動以外が含まれるので案分

事務費

複写機
使用料・賃借料

SHARP

領収証

領収証番号 9J10M83

発行日 2019年10月10日

末松文信事務所 御中

拝啓 平素は、格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。
お支払代金の領収証をご送付させていただきますので、ご確認
の上ご査収下さいますようお願い申し上げます。 敬具

下記金額正に領収致しました。
尚、内訳は右記の通りとなっております。

金額	¥10,260
----	---------

金額を訂正したもの、領収証番号が
機械印字されていないもの及び
会社印がないものは無効です。

印紙税申告納
付につき東税
務署承認済

〒541-0052
大阪市中央区安土町2丁目3-13 大塚ビルディング
シャープファイナンス株式会社
近畿財務局長(12)第00239号

10割半 $(10,260 \times \frac{1}{2} = 5,130)$

充当金額 ¥5,130

充当割合：政務活動以外が含まれるので案分

事務費

複写機
使用料・賃借料

SHARP

領収証

領収証番号 9K11441

発行日 2019年11月11日

末松文信事務所 御中

拝啓 平素は、格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。
お支払代金の領収証をご送付させていただきますので、ご確認
の上ご査収下さいますようお願い申し上げます。 敬具

下記金額正に領収致しました。
尚、内訳は右記の通りとなっております。

金額	¥10,260
----	---------

金額を訂正したもの、領収証番号が
機械印字されていないもの及び
会社印がないものは無効です。

印紙税申告納
付につき東税
務署承認済

〒541-0052
大阪府中央区安土町2丁目3-13 大阪府
際ビルディング

シャープファイナンス株式会社
近畿財務局長(12)第00239号

11月分割合 $(10,260 \times \frac{1}{2} = 5,130)$ 充当金額 ¥5,130

充当割合：政務活動以外が含まれるので案分

事務費

複写機

使用料・賃借料

SHARP

領収証

領収証番号 9L10L93

発行日 2019年12月10日

末松文信事務所 御中

拝啓 平素は、格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。
お支払代金の領収証をご送付させていただきますので、ご確認
の上ご査収下さいますようお願い申し上げます。 敬具

下記金額正に領収致しました。
尚、内訳は右記の通りとなっております。

金額

¥10,260

金額を訂正したもの、領収証番号が
機械印字されていないもの及び
会社印がないものは無効です。

印紙税申告納
付につき東税
務署承認済

〒541-0052
大阪市中央区安土町2丁目3-13 大阪駅前ビルディング

シャープファイナンス株式会社

近畿財務局長(12)第00239号

12月分半

(10,260 × 1/2 = 5,130)

充当金額 ¥5,130

充当割合：政務活動以外が含まれるので案分

事務費

複写機
使用料・賃借料

SHARP

領収証

領収証番号 0A10329

発行日 2020年 1月10日

末松文信事務所 御中

拝啓 平素は、格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。
お支払代金の領収証をご送付させていただきますので、ご確認
の上ご査収下さいますようお願い申し上げます。 敬具

下記金額正に領収致しました。
尚、内訳は右記の通りとなっております。

金額	¥10,260
----	---------

金額を訂正したもの、領収証番号が
機械印字されていないもの及び
会社印がないものは無効です。

印紙税申告納
付につき東税
務署承認済

〒541-0052
大阪市中央区安土町2丁目3-13 大阪駅前
ビルディング

シャープファイナンス株式会社

近畿財務局長(12)第00239号

1月分額 1/2 (10,260 × 1/2 = 5,130)

充当金額 ¥5,130

充当割合：政務活動以外が含まれるので案分

事務費

複写機
使用料・賃借料

SHARP

領収証

領収証番号 OB10L15

発行日 2020年 2月10日

末松文信事務所 御中

拝啓 平素は、格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。
お支払代金の領収証をご送付させていただきますので、ご確認
の上ご査収下さいますようお願い申し上げます。 敬具

下記金額正に領収致しました。
尚、内訳は右記の通りとなっております。

金額 ¥10,260

金額を訂正したもの、領収証番号が
機械印字されていないもの及び
会社印がないものは無効です。

印紙税申告納
付につき東税
務署承認済

〒541-0052
大阪市中央区安土町2丁目3-13
際ビルディング

シャープファイナンス株式会社

近畿財務局長(12)第00239号

2月分額1/2

$(10,260 \times \frac{1}{2} = 5,130)$

充当金額 ¥5,130

充当割合：政務活動以外が含まれるので案分

事務費

複写機
使用料・賃借料

SHARP

領収証

領収証番号 OC10287

発行日 2020年 3月10日

末松文信事務所 御中

拝啓 平素は、格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。
お支払代金の領収証をご送付させていただきますので、ご確認
の上ご査収下さいますようお願い申し上げます。 敬具

下記金額正に領収致しました。
尚、内訳は右記の通りとなっております。

金額 ￥10,260

金額を訂正したもの、領収証番号が
機械印字されていないもの及び
会社印がないものは無効です。

印紙税申告納
付につき東税
務署承認済

〒541-0052
大阪市中央区安土町2丁目3-13 大阪新
際ビルディング

シャープファイナンス株式会社
近畿財務局長(12)第00239号

3月決算分/2 (10,260 × 1/2 = 5,130)

充当金額 ¥5130

充当割合：政務活動以外が含まれるので案分

事務費

複写機
使用料及び賃借料

領収証

Canon

発行日：2019年06月27日
領収証No.：190600185359

末松文信事務所 御中

¥5,090-

但し 各種保守サービス料金として
上記の金額正に領収いたしました

2019年06月24日

印紙税申告納
付につき芝
税務署承認済

キヤノンマーケティングジャパン株式会社
東京都港区港南2-16-6

5月分案分 $\frac{1}{2}$ (5,090 $\times\frac{1}{2}$ =2545)

充当金額 ¥2,545

充当割合：政務活動以外が含まれるので案分

事務費

複写機
使用料及び賃借料

領収証

Canon

発行日 : 2019年07月26日
領収証No. : 190700187179

末松文信事務所 御中

¥19,444-

但し 各種保守サービス料金として
上記の金額正に領収いたしました

2019年07月23日

印紙税申告納
付につき
税務署承認済

キヤノンマーケティングジャパン株式会社
東京都港区港南2-16-6

6A分率分 $\frac{1}{2}$ (19,444 \times $\frac{1}{2}$ = 9,722)

充当金額 ¥9,722

充当割合：政務活動以外が含まれるので案分

事務費

複写機
使用料及び賃借料

領収証

Canon

発行日 : 2019年08月28日
領収証No. : 190800189104

末松文信事務所 御中

¥14,287-

但し 各種保守サービス料金として
上記の金額正に領収いたしました

2019年08月23日

印紙税申告納
付につき芝
税務署承認済

キヤノンマーケティングジャパン株式会社
東京都港区港南2-16-6

7月分薪引 (14,287 x 1/2 = 7,143)

充当金額 ¥7,143

充当割合：政務活動以外が含まれるので案分

事務費

複写機
使用料及び賃借料

領収証

Canon

発行日 : 2019年09月27日
領収証No. : 190900191108

末松文信事務所 御中

¥5,022-

但し 各種保守サービス料金として
上記の金額正に領収いたしました

2019年09月24日

印紙税申告納
付につき芝
税務署承認済

キヤノンマーケティングジャパン株式会社
東京都港区港南2-16-6

8月分業分 1/2 (5,022 × 1/2 = 2,511)

充当金額 ¥2,511

充当割合：政務活動以外が含まれるので案分

事務費

複写機
使用料及び賃借料

領収証

Canon

発行日 : 2019年10月28日
領収証No. : 191000193453

末松文信事務所 御中

¥6,908-

但し 各種保守サービス料金として
上記の金額正に領収いたしました

2019年10月23日

印紙税申告納
付につき芝
税務署承認済

キヤノンマーケティングジャパン株式会社
東京都港区港南2-16-6

9月分額 $\frac{1}{2}$ (6,908 \times $\frac{1}{2}$ = 3,454)

充当金額 ¥3,454

充当割合：政務活動以外が含まれるので案分

事務費

複写機
使用料及び賃借料

領収証

Canon

発行日 : 2019年11月28日
領収証No. : 191100195017

末松文信事務所 御中

¥12,777-

但し 各種保守サービス料金として
上記の金額正に領収いたしました

2019年11月25日

印紙税申告納
付につき芝
税務署承認済

キヤノンマーケティングジャパン株式会社
東京都港区港南2-16-6

10月分半額 $(12,777 \times \frac{1}{2} = 6,388)$..

充当金額 ¥6,388

充当割合：政務活動以外が含まれるので案分

事務費

複写機
使用料及び賃借料

領収証

Canon

発行日：2020年01月28日
領収証No.：200100198314

) 末松文信事務所 御中

¥10,683-

但し 各種保守サービス料金として
上記の金額正に領収いたしました

2020年01月23日

印紙税申告納
付につき芝
税務署承認済

キヤノンマーケティングジャパン株式会社
東京都港区港南2-16-6

12%軽減税率 (10,683 × 1/2 = 5,341)

実額 ¥5,341 :

充当割合：政務活動以外が含まれるので案分

事務費

複写機
使用料・賃借料

領収証

Canon

発行日 : 2020年02月28日
領収証No. : 200200200235

末松文信事務所 御中

¥7,173-

但し 各種保守サービス料金として
上記の金額正に領収いたしました

2020年02月25日

印紙税申告納
付につき芝
税務署承認済

キヤノンマーケティングジャパン株式会社
東京都港区港南2-16-6

1/2
 $(7,173 \times \frac{1}{2} = 3,586)$

充当金額 ¥3,586

充当割合：政務活動以外が含まれるので案分

事務費

複写機
使用料・賃借料

領収証

Canon

発行日：2020年03月26日
領収証No.：200300201719

末松文信事務所 御中

¥8,834-

但し 各種保守サービス料金として
上記の金額正に領収いたしました

2020年03月23日

印紙税申告納
付につき芝
税務署承認済

キヤノンマーケティングジャパン株式会社
東京都港区港南2-16-6

2月分 報告

(8,834 × 1/2) = 4,417

充当金額 ¥4,417

充当割合：政務活動以外が含まれるので案分

事務費

固定電話

NTTファイナンス株式会社 電話料金等料金領収証
(西日本ご利用分)

お客様ご請求番号 (BILLING NUMBER) 00-7964-6487

ご請求先氏名 (CUSTOMER NAME) 末松 文信 様

下記、ご利用料金を口座振替により領収いたしました。
The following amount was transferred from your account. (2019年 5月19日発行)

2019年 4月に請求分	(2019年 5月 7日振替)
領収金額 (AMOUNT RECEIVED)	14,840円
金融機関名 (FINANCIAL INSTITUTE)	[REDACTED]
口座番号 (ACCOUNT)	[REDACTED]

印紙税申告納付につき芝税務署承認済
NTTファイナンス株式会社
〒108-0075
東京都港区港南1-2-70

固定電話、月 7,000 前後であるが、請求額が多い月に関しては(6.8月)の平均で充当
 $(7,061+8102)=15,163$
 $15,163 \div 2 = 7,581$
 $7,581 \times 1/2 = 3,790$

4月分新1/2 充当金額 ¥3,790

NTTファイナンス株式会社 電話料金等料金領収証
(西日本ご利用分)

お客様ご請求番号 (BILLING NUMBER) 00-7964-6487

ご請求先氏名 (CUSTOMER NAME) 末松 文信 様

下記、ご利用料金を口座振替により領収いたしました。
The following amount was transferred from your account. (2019年 6月17日発行)

2019年 5月に請求分	(2019年 5月31日振替)
領収金額 (AMOUNT RECEIVED)	15,465円
金融機関名 (FINANCIAL INSTITUTE)	[REDACTED]
口座番号 (ACCOUNT)	[REDACTED]

印紙税申告納付につき芝税務署承認済
NTTファイナンス株式会社
〒108-0075
東京都港区港南1-2-70

固定電話、月 7,000 前後であるが、請求額が多い月に関しては(6.8月)の平均で充当
 $(7,061+8102)=15,163$
 $15,163 \div 2 = 7,581$
 $7,581 \times 1/2 = 3,790$

5月分新1/2 充当金額 ¥3,790

NTTファイナンス株式会社 電話料金等料金領収証
(西日本ご利用分)

お客様ご請求番号 (BILLING NUMBER) 00-7964-6487

ご請求先氏名 (CUSTOMER NAME) 末松 文信 様

下記、ご利用料金を口座振替により領収いたしました。
The following amount was transferred from your account. (2019年 7月17日発行)

2019年 6月に請求分	(2019年 7月 1日振替)
領収金額 (AMOUNT RECEIVED)	7,061円
金融機関名 (FINANCIAL INSTITUTE)	[REDACTED]
口座番号 (ACCOUNT)	[REDACTED]

印紙税申告納付につき芝税務署承認済
NTTファイナンス株式会社
〒108-0075
東京都港区港南1-2-70

6月分新1/2
 $(7,061 \times 1/2) = 3,530$
充当金額 ¥3,530

固定電話

NTTファイナンス株式会社 電話料金等料金領収証
(西日本ご利用分)

お客様ご請求番号 (BILLING NUMBER) 00-7964-6487

ご請求先氏名 (CUSTOMER NAME)
末松 文信 様

下記、ご利用料金を口座振替により領収いたしました。
The following amount was transferred from your account. (2019年8月17日発行)

2019年7月ご請求分	(2019年7月31日振替)
領収金額 (AMOUNT RECEIVED)	1,039円
金融機関名 (FINANCIAL ORG.)	[REDACTED]
口座番号 (ACCOUNT)	[REDACTED]

印紙税申告納付につき芝税務署承認済
NTTファイナンス株式会社
〒108-0075
東京都港区港南1-2-70

固定電話、月7,000前後であるが、請求額が多い月に関しては(6.8月)の平均で充当
 $7,061 + 8,102 = 15,163$
 $15,163 \div 2 = 7,581$
 $7,581 \times 1/2 = 3,790$

7月分新1/2 充当額 ¥3,790

NTTファイナンス株式会社 電話料金等料金領収証
(西日本ご利用分)

お客様ご請求番号 (BILLING NUMBER) 00-7964-6487

ご請求先氏名 (CUSTOMER NAME)
末松 文信 様

下記、ご利用料金を口座振替により領収いたしました。
The following amount was transferred from your account. (2019年9月17日発行)

2019年8月ご請求分	(2019年9月2日振替)
領収金額 (AMOUNT RECEIVED)	8,102円
金融機関名 (FINANCIAL ORG.)	[REDACTED]
口座番号 (ACCOUNT)	[REDACTED]

印紙税申告納付につき芝税務署承認済
NTTファイナンス株式会社
〒108-0075
東京都港区港南1-2-70

8月分新1/2
 $(8,102 \times 1/2 = 4,051)$
充当額 ¥4,051

NTTファイナンス株式会社 電話料金等料金領収証
(西日本ご利用分)

お客様ご請求番号 (BILLING NUMBER) 00-7964-6487

ご請求先氏名 (CUSTOMER NAME)
末松 文信 様

下記、ご利用料金を口座振替により領収いたしました。
The following amount was transferred from your account. (2019年10月17日発行)

2019年9月ご請求分	(2019年9月30日振替)
領収金額 (AMOUNT RECEIVED)	16,551円
金融機関名 (FINANCIAL ORG.)	[REDACTED]
口座番号 (ACCOUNT)	[REDACTED]

印紙税申告納付につき芝税務署承認済
NTTファイナンス株式会社
〒108-0075
東京都港区港南1-2-70

固定電話、月7,000前後であるが、請求額が多い月に関しては(6.8月)の平均で充当
 $7,061 + 8,102 = 15,163$
 $15,163 \div 2 = 7,581$
 $7,581 \times 1/2 = 3,790$

9月分新1/2 充当額 ¥3,790

充当割合：政務活動以外が含まれるので案分

事務費

固定電話

NTTファイナンス株式会社 電話料金等料金領収証 (西日本ご利用分)

お客様ご請求番号 (BILLING NUMBER) 00-7964-6487

ご請求先氏名 (CUSTOMER NAME) 末松 文信 様

下記、ご利用料金を口座振替により領収いたしました。
The following amount was transferred from your account. (2019年11月19日発行)

2019年10月ご請求分	(2019年10月31日振替)
領収金額 (AMOUNT RECEIVED)	20,220 円
金融機関名 (BANK/POST OFFICE)	[REDACTED]
口座番号 (ACCOUNT)	[REDACTED]

印紙税申告納付につき芝税務署承認済

NTTファイナンス株式会社 〒108-0075 東京都港区港南1-2-70

固定電話、月 7,000 前後であるが、請求額が多い月に関しては(6.8月)の平均で充当

$(7,061+8102=15,163)$

$15,163 \div 2 = 7,581$

$7,581 \times 1/2 = 3,790$

10月分 ¥3,790

NTTファイナンス株式会社 電話料金等料金領収証 (西日本ご利用分)

お客様ご請求番号 (BILLING NUMBER) 00-7964-6487

ご請求先氏名 (CUSTOMER NAME) 末松 文信 様

下記、ご利用料金を口座振替により領収いたしました。
The following amount was transferred from your account. (2019年12月17日発行)

2019年11月ご請求分	(2019年12月 2日振替)
領収金額 (AMOUNT RECEIVED)	27,548 円
金融機関名 (BANK/POST OFFICE)	[REDACTED]
口座番号 (ACCOUNT)	[REDACTED]

印紙税申告納付につき芝税務署承認済

NTTファイナンス株式会社 〒108-0075 東京都港区港南1-2-70

固定電話、月 7,000 前後であるが、請求額が多い月に関しては(6.8月)の平均で充当

$(7,061+8102=15,163)$

$15,163 \div 2 = 7,581$

$7,581 \times 1/2 = 3,790$

11月分 ¥3,790

NTTファイナンス株式会社 電話料金等料金領収証 (西日本ご利用分)

お客様ご請求番号 (BILLING NUMBER) 00-7964-6487

ご請求先氏名 (CUSTOMER NAME) 末松 文信 様

下記、ご利用料金を口座振替により領収いたしました。
The following amount was transferred from your account. (2020年 1月18日発行)

2019年12月ご請求分	(2020年 1月 6日振替)
領収金額 (AMOUNT RECEIVED)	7,295 円
金融機関名 (BANK/POST OFFICE)	[REDACTED]
口座番号 (ACCOUNT)	[REDACTED]

印紙税申告納付につき芝税務署承認済

NTTファイナンス株式会社 〒108-0075 東京都港区港南1-2-70

12月分 ¥3,647

$(7,295 \times 1/2 = 3,647)$

¥3,647

充当割合：政務活動以外が含まれるので案分

事務費

固定電話

17 02-01-31 WTU

10,309 テレ0079646487

固定電話、月 7,000 前後であるが、請求額が多い月に関しては(6.8月)の平均で充当

$(7,061+8102=15,163)$

$15,163 \div 2 = 7,581$

$7,581 \times 1/2 = 3,790$

1月分 ¥3,790

17 02-03-02 WTU

6,923 テレ0079646487

2月分案分1/2

$(6,923 \times 1/2 = 3,461)$

¥3,461

17 02-03-31 WTU

6,965 テレ0079646487

2月分案分1/2

$(6,965 \times 1/2 = 3,482)$

¥3,482



末松 文信 様

琉球銀行



充当割合：政務活動以外が含まれるので案分

事務費

消耗品

領 収 証

No. 980540

収入印紙

未松文信事務所 様

平成 29 年 7 月 4 日

品 名	数 量	単 価	金 額
№ 110-W = PPC A4	1箱	1850	1850
消費税額			148
合計金額			1998

御支払確認印	受取人名
発行者名	顧客コードNo.
	60972

※発行者の署名又は捺印の無いものは無効とします。
 ※領収証の再発行はできませんので大切に保存して下さい。

上記の通り領収致しました。
 浦添市字港川458番地

株式会社 オキヨビ

- 本社 ☎(098) 876-7878
- 那覇支店 ☎(098) 833-8578
- 中部支店 ☎(098) 989-3307
- 嘉手納支店 ☎(098) 986-8926
- 北重支店 ☎(0980) 52-3756
- 八重山支店 ☎(0980) 82-6271
- 宮古支店 ☎(0980) 73-3616
- 南郷営業所 ☎(098) 994-4949

コピー用紙 案分

¥999

(1998 × 1/2 = 999)

領 収 証

2019年07月25日 No:701757

未松文信事務所 様

金額 ¥3,628-

但し、商品代として
 上記正に領収いたしました。

内訳	
税抜金額	¥3,360-
消費税額等(8%)	¥268-

有限会社ガマミ
 沖縄県名護市大南3-13-1
 電話:0980-53-5211
 FAX:0980-53-4343

¥1814

ファイル 案分

(3628 × 1/2 = 1814)

領 収 証

未松文信事務所 様

有限会社 ガマミ

沖縄県名護市大南3-13-1
 TEL 0980-53-5211

No 701757

2019年07月25日

ガバットファイル 7-90G		
10冊	¥336	¥3,360
小計		¥3,360
消費税 8.0%		¥268
合計		¥3,628

雇用職員等の賃金台帳

雇用職員等 氏名 [Redacted]

住所 [Redacted]

(令和元年度)

単位:円

月 日	支給額	社会保険料控除額	雇用保険	支払額	受領印	備考
5月10日	80,000	0	240	79,760	●	
6月7日	80,000	0	240	79,760	●	
7月9日	80,000	0	240	79,760	●	
8月7日	80,000	0	240	79,760	●	
9月9日	80,000	0	240	79,760	●	
10月11日	80,000	0	240	79,760	●	
11月5日	80,000	0	240	79,760	●	
12月10日	80,000	0	240	79,760	●	
1月6日	80,000	0	240	79,760	●	
2月6日	80,000	0	240	79,760	●	
3月6日	80,000	0	240	79,760	●	
4月10日	80,000	0	240	79,760	●	
合計	960,000	0	2,880	957,120		

令和元年度雇用職員申告票

議員名 末松 文信

被雇用職員名	[Redacted]		
議員との関係	<input type="checkbox"/> 議員の親族(続柄:)	<input checked="" type="checkbox"/> 議員の親族外	
議員との生計	<input type="checkbox"/> 議員と生計同一	<input checked="" type="checkbox"/> 議員と生計別	

令和元年度の雇用について、上記記載のとおり申告します。

被雇用者 氏名 [Redacted] ●

住所 [Redacted]

雇用者 沖縄県議会議員 末松 文信 ●

勤務の実態を証する提出書類

- 出勤簿 タイムカード その他: 広報紙配付実績一覧表

※雇用契約書(必須)に加え、上記の書類を提出します。

勤務実態申告票

人件費

【議員名 末松 文信】

職務内容

区分	職務内容	業務割合(%)
政務活動に係る職務	調査研究に係るもの ・情報収集（新聞・雑誌・書籍・資料等） ・現地調査に係る補助随行（写真撮影、メモ作成等） ・訪問先との連絡・調整 等	15%
	研修に係るもの ・研修会・講演会の準備・運営（プログラム作成、施設・講師との連絡・調整等）	20%
	広聴広報に係るもの ・広報紙の記事作成、印刷業者との調整等 ・ホームページの管理 ・広報紙の配付 等	25%
	要請陳情等に係るもの ・要請陳情先の機関との連絡・調整 ・住民相談、意見交換の対応 ・要請文、陳情文の作成 等	15%
	会議に係るもの ・各種会議・住民相談会の準備・運営（資料作成、開催周知、連絡・調整等） ・企業会団体との意見交換会の準備・運営 等	10%
	資料作成に係るもの ・打合せ資料の作成 ・議会質問で使用するパネルの作成 等	10%
	事務所での庶務に係るもの ・備品、消耗品等の管理 ・電話・来客対応、議員への連絡調整 ・政務活動費の管理、収支報告書の作成 等	5%
小計		100%
政務活動以外の活動に係る職務		

令和元年度の雇用契約に係る勤務実態は上記のとおりである旨、申告します。

雇用者 末松 文信



被雇用者



統一様式-⑤

雇 用 契 約 書

氏 名	生年月日
住 所	電話番号

下記条件にて契約いたします。

雇用期間	平成31年 4月 1日 ~ 令和2年 3月 31日
主な就業場所	名護市宮里448-5 沖縄県議会末松文信事務所
主な職務内容	政務活動に係る事務補助及び関係書類作成等
就業時間	午前10時 ~ 午後4時 (休憩1時間)
休 日	土日祝日・年末年始・盆休
給与(賃金)	月給 80,000 円
給与支払日	毎月月末〆切
支払方法	直接払い
備 考	残業なし
上記契約期間満了をもって本契約を解消する。	

※契約書は2通作成し、双方が各1通を保管する。

平成 31年 4月 1日

雇用者 氏名 末 松 文 信



被雇用者 氏名



※当該様式に記載されている事項が定められている場合は、任意様式でも可とする。

摘要	6月			5月			4月				
	日	月	日	日	月	日	日	月	日		
	17	日	1	17	日	1	17	日	1		
	18	日	2	18	日	2	18	日	2		
	19	日	3	19	日	3	19	日	3		
休	20	日	4	20	日	4	20	日	4		
	21	日	5	21	日	5	21	日	5		
工	22	日	6	22	日	6	22	日	6		
日	23	日	7	23	日	7	23	日	7		
	24	日	8	24	日	8	24	日	8		
	25	日	9	25	日	9	25	日	9		
	26	日	10	26	日	10	26	日	10		
	27	日	11	27	日	11	27	日	11		
休	28	日	12	28	日	12	28	日	12		
土	29	日	13	29	日	13	29	日	13		
日	30	日	14	30	日	14	30	日	14		
	31	日	15	31	日	15	31	日	15		
		日	16		日	16		日	16		
出勤	18日			出勤	18日			出勤	19日		
欠勤	2日			欠勤	1日			欠勤	1日		
早退	0日			早退	0日			早退	0日		
遅刻	0日			遅刻	0日			遅刻	0日		

摘要	3月			2月			1月				
	日	月	日	日	月	日	日	月	日		
	17日	日	1日	17日	土	1日	17日	日	1日		
	18日	日	2日	18日	日	2日	18日	土	2日		
	19日	日	3日	19日	休	3日	19日	日	3日		
	20日	日	4日	20日	休	4日	20日	土	4日		
	21日	土	5日	21日	休	5日	21日	日	5日		
	22日	日	6日	22日	土	6日	22日	休	6日		
	23日	日	7日	23日	日	7日	23日	日	7日		
	24日	休	8日	24日	土	8日	24日	日	8日		
	25日	日	9日	25日	日	9日	25日	土	9日		
	26日	日	10日	26日	休	10日	26日	日	10日		
	27日	日	11日	27日	日	11日	27日	土	11日		
	28日	土	12日	28日	日	12日	28日	日	12日		
	29日	日	13日	29日	土	13日	29日	休	13日		
	30日	日	14日	30日	日	14日	30日	日	14日		
	31日	日	15日	31日	土	15日	31日	欠	15日		
			16日			16日			16日		
出勤	20日			出勤	14日			出勤	15日		
欠勤	1日			欠勤	4日			欠勤	4日		
早退	0日			早退	日			早退	0日		
遅刻	0日			遅刻	日			遅刻	0日		

労働保険 概算・増加概算・確定保険料 申告書
石綿健康被害救済法 一般拠出金

継続事業
(一括有期事業を含む。)

標準字体 0 1 2 3 4 5 6 7 8 9
第31頁記入に当たっての注意事項をよく読んで記入すること。
〇〇に付への記入は上記の標準字体に
人件費

事業主控 08-E014825
AA1A47R-018617#
年 月 日

都道府県 所管管轄 基幹番号 枝番号
4 7 1 0 3 0 0 4 4 9 6 - 0 0 0 0

※各種区分
管轄(2) 保険関係等 業種 産業分類
03 111 9416 93

あて先 〒 900-0006
那覇市
おもろまち2丁目1番1号
那覇第2地方合同庁舎3階
沖縄労働局 3bebeqis
労働保険特別会計歳入徴収官殿

なるべく折り曲げないようご注意ください。また、この折り返しマーク(△)の所で折り返しをしないようご注意ください。

①労働保険番号 47103004496-0000
②増加年月日(元号:平成は7、新元号は9) 9-01-28-02
③事業廃止等年月日(元号:平成は7、新元号は9) 元号 - 月 - 日
④常時使用労働者数 1
⑤雇用保険被保険者数 1
⑥免除対象高年齢労働者数 0
※事業廃止等理由
※保険関係
※片保険理由コード

確定保険料算定内訳表
算定期間 平成30年4月1日 から 平成31年3月31日 まで
③保険料・一般拠出金算定基礎額 ⑨保険料率 ⑩確定保険料・一般拠出金額(⑧×⑨)
労働保険料 978 12.00 11736
労働保険料 3.00
雇用保険法適用者分
高年齢労働者分 9.00
保険料算定対象者分 9.00
一般拠出金 978 0.02 19

概算・増加概算保険料算定内訳表
算定期間 平成31年4月1日 から 平成32年3月31日 まで
⑫保険料算定基礎額の見込額 ⑬保険料率 ⑭概算・増加概算保険料額(⑫×⑬)
労働保険料 960 12.00 11520
労働保険料 3.00
雇用保険法適用者分
高年齢労働者分 9.00
保険料算定対象者分 9.00

⑮事業主の郵便番号(変更のある場合記入) ⑯事業主の電話番号(変更のある場合記入)
⑰延納の申請 納付回数 30
⑱事業主の郵便番号(変更のある場合記入) ⑲事業主の電話番号(変更のある場合記入)
⑳事業主の郵便番号(変更のある場合記入) ㉑事業主の電話番号(変更のある場合記入)

⑳申告済概算保険料額 13,884 円
㉑申告済概算保険料額 18,200 円
㉒増加概算保険料額 4,316 円
⑳差引額 (イ) 充当額 2,148 円 (ロ) 還付額
㉓収入番号 000000000000000000

㉔期別納付額
第1期 11,520 円
第2期 2,148 円
第3期 9,591 円
㉕事業又は作業の種類 事務
㉖事業関係成立年月日
㉗事業廃止等理由
㉘郵便番号 43-5080
㉙電話番号 448-5
㉚氏名 木松文信

㉛加入している労働保険 (イ) 労働保険 (ロ) 雇用保険
㉜所在地 (イ) 所在地 (ロ) 名称 47-1-03 004496-000 E
㉝事業主 (イ) 住所 (ロ) 名称 (ハ) 氏名 (ニ) 代表者の氏名
石綿市理 448-5
木松文信

(注2) 石綿による健康被害の救済に関する法律第35条第1項に基づき、労働保険適用事業主が徴収する一般拠出金に一般拠出金は紙銭でできません。